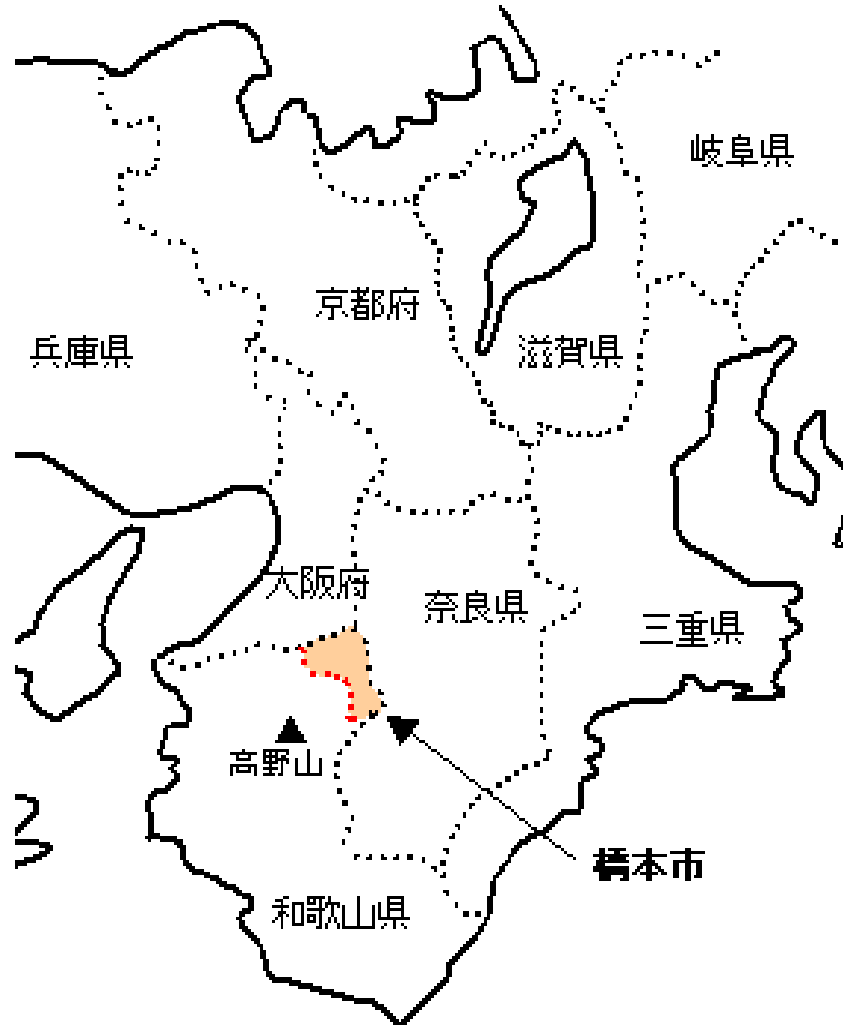


新しい総合事業に向けた準備について



橋本市は和歌山県北東部の大阪府、奈良県との県境に位置しています。

平成27年5月31日現在、総人口は65,354人となっています。

総面積は130,55km²であり山沿いの地域となっています。昭和50年代後半からは大阪のベッドタウンとして住宅地が形成され発展してきましたが平成10年頃より人口が少しずつ減少してきています。

近年では高速道路やバイパスの開通により利便性の向上が期待されています。

H27年3月末データ

総人口: 65,479人

高齢者数: 18,427人

高齢化率: 28.1%

要支援認定者数: (H27. 3月末) 1,219人

要介護認定者数: (H27. 3月末) 3,151人

橋本市いきいき長寿課(地域包括支援センター)

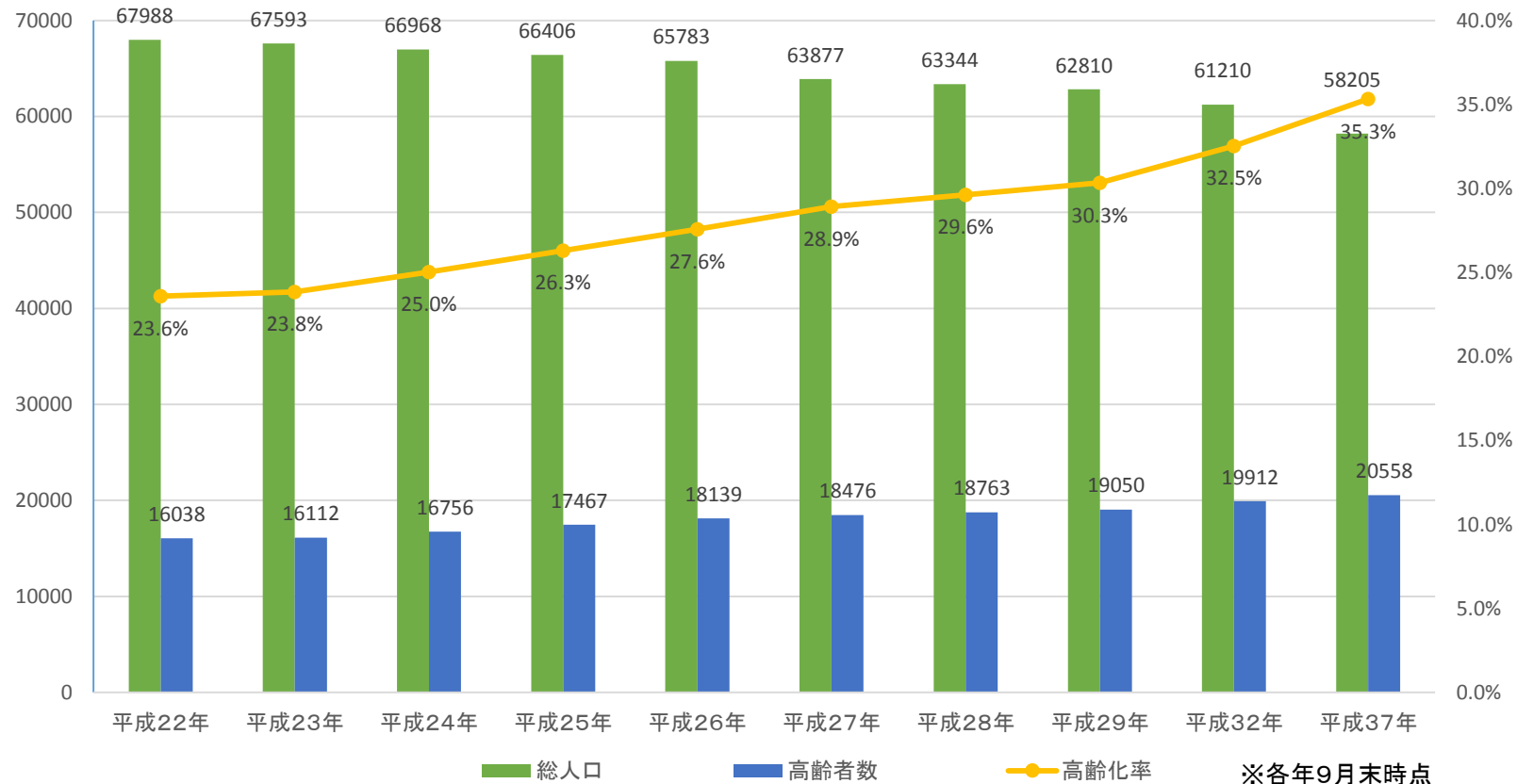
橋本市では
平成28年10月から
介護予防・日常生活支援
総合事業に移行します。

■橋本市の高齢者人口等の状況

高齢化率が年々増加傾向にあり平成22年から平成26年の4年間で高齢化率4.0%の増加となっています。

総人口減少の中、平成29年には高齢者人口が19,050人となり高齢化率が30.3%、平成37年(2025年)には高齢者人口が20,558人となり高齢化率が35.3%となると推計されており、全国平均よりも急激な高齢化率の増加が懸念されます。

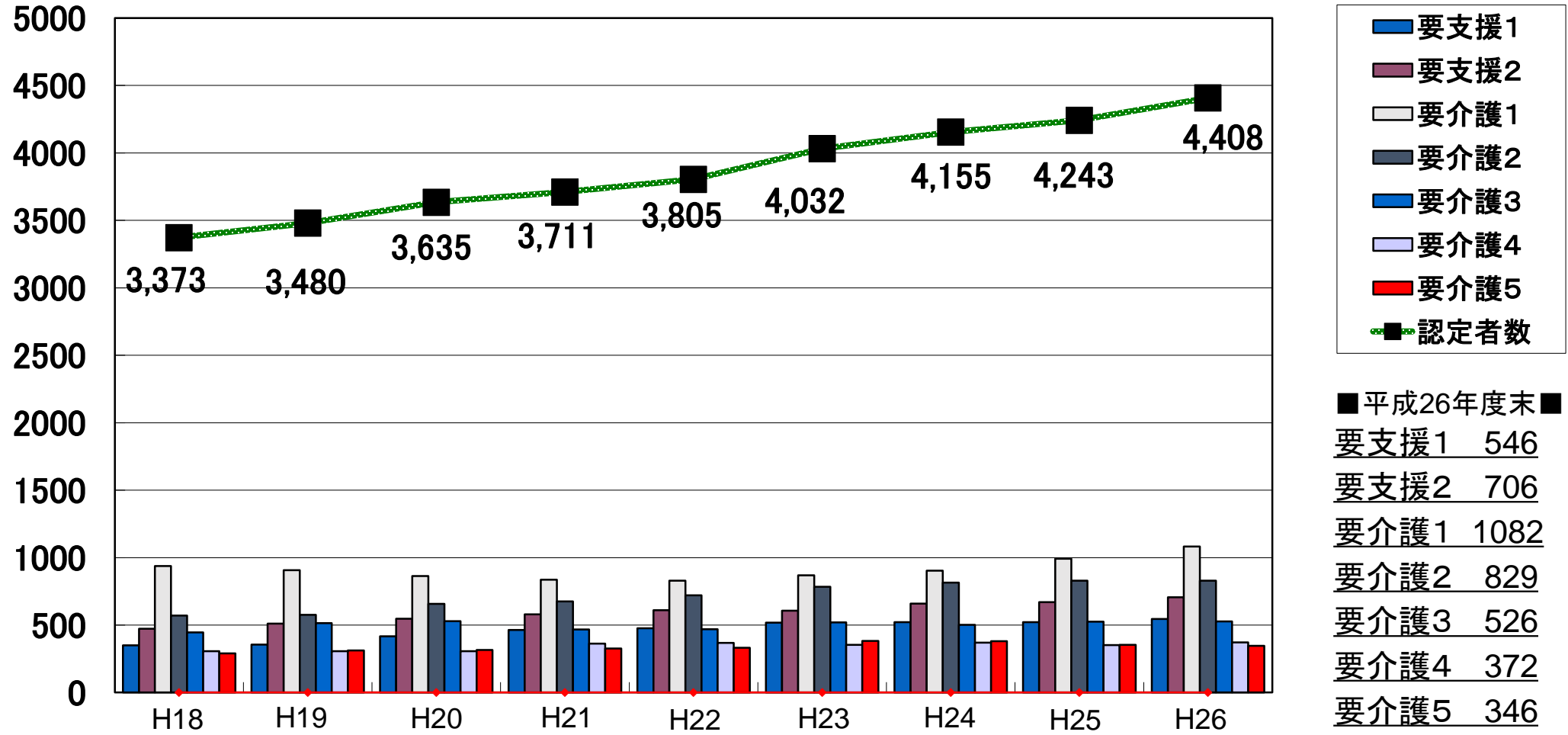
総人口及び高齢者人口と高齢化率の推移



年	高齢者数	高齢化率
平成22年	16,038	23.6%
平成23年	16,112	23.8%
平成24年	16,756	25.0%
平成25年	17,467	26.3%
平成26年	18,139	27.6%
平成27年	18,476	28.9%
平成28年	18,763	29.6%
平成29年	19,050	30.3%
平成32年	19,912	32.5%
平成37年	20,558	35.3%

※高齢者=65歳以上

要介護度別認定者数 (年度末)



■平成26年度末■

要支援1	546
要支援2	706
要介護1	1082
要介護2	829
要介護3	526
要介護4	372
要介護5	346

*要支援のうち
給付管理数684

今回の介護保険法改正により 地域支援事業に追加された事項

- ①介護予防事業・日常生活支援総合事業
(法第115条の45第1項第1号)
- ②医療介護連携推進事業
(法第115条の45第2項第4号)
- ③生活支援体制整備事業
(法第115条の45第2項第5号)
- ④認知症の総合的支援事業
(法第115条の45第2項第6号)

橋本さわやか長寿プラン21の施策体系

第6期 橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(H27～H29末)

基本理念

人権を尊び 地域の連携を深め

健やかで安心して暮らせるまちづくり

基本目標1:総合的な介護予防の推進

基本目標2:地域全体で高齢者の生活を支える体制の充実

基本目標3:高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進

基本目標4:介護保険サービスの充実及び質の向上と利用者支援の推進

基本目標5:生きがいの充実と安全で安心なまちづくりの推進

本市では2025年には、高齢者人口が約20,500人(2015年より約2,400人の増)と推計されており、高齢化率は35.3%、3人に1人以上が高齢者に、さらに市内の山間部地域の高齢化率は80%を超える見込みです。こうした、高齢者が中心のまちとなっても、市の活力を維持し、高齢者がいきいきと、今まで以上に健康で明るいまちづくりをするためには、どうあるべきかを市民と協働し実践していくことが必要と考えました。

そこで、今回の法改正で創設された新しい総合事業を活用し、市と地域が一体となった介護予防を進めることが、2025年型のまちづくりにとって最適な手法ではないかと発想しました。実際、地域ではすでに介護予防を目的とした“げんきらり～自主運営教室”や“地域ふれあいサロン”などの活発なコミュニティの場が形成され、地域住民が中心となった活動が増加しています。



しかし、本市では山間部や住宅開発地など地域の特色が異なるため、それぞれのニーズにより活動状況も異なります。

これらのことを踏まえ、新しい総合事業を推進することで各地域に合った多様なサービスの充実を図るとともに、地域コミュニティを更に活性化させ、高齢者が互いに支えあう仕組みを中心としつつ、地域に住んでいる方と共に、高齢者が目標と生きがいを持ち、生きること
に希望と自信を持って暮らせる橋本市を目指します。

さらには、認知症の方も増加しており、医療と介護が連携した認知症対策の構築が急務です。2025年の高齢化のピークまであと11年しかありません。

そのため、橋本市では県下で一番早く新しい総合事業に取り組むことで評価、検証を行い“第7期 橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画”に反映させることで、高齢者の方が住みやすいまちを目指します。



これから進めたいこと

地域で活躍している組織・団体と一緒に新しい総合事業を創っていくこと

橋本市社会福祉協議会

地域福祉を推進する拠点

橋本市シルバー人材センター

地域のニーズに対応できる人を会員として有する。

有償ボランティア活動を行うNPO法人

培われた実践能力。活用できる人材を有する。

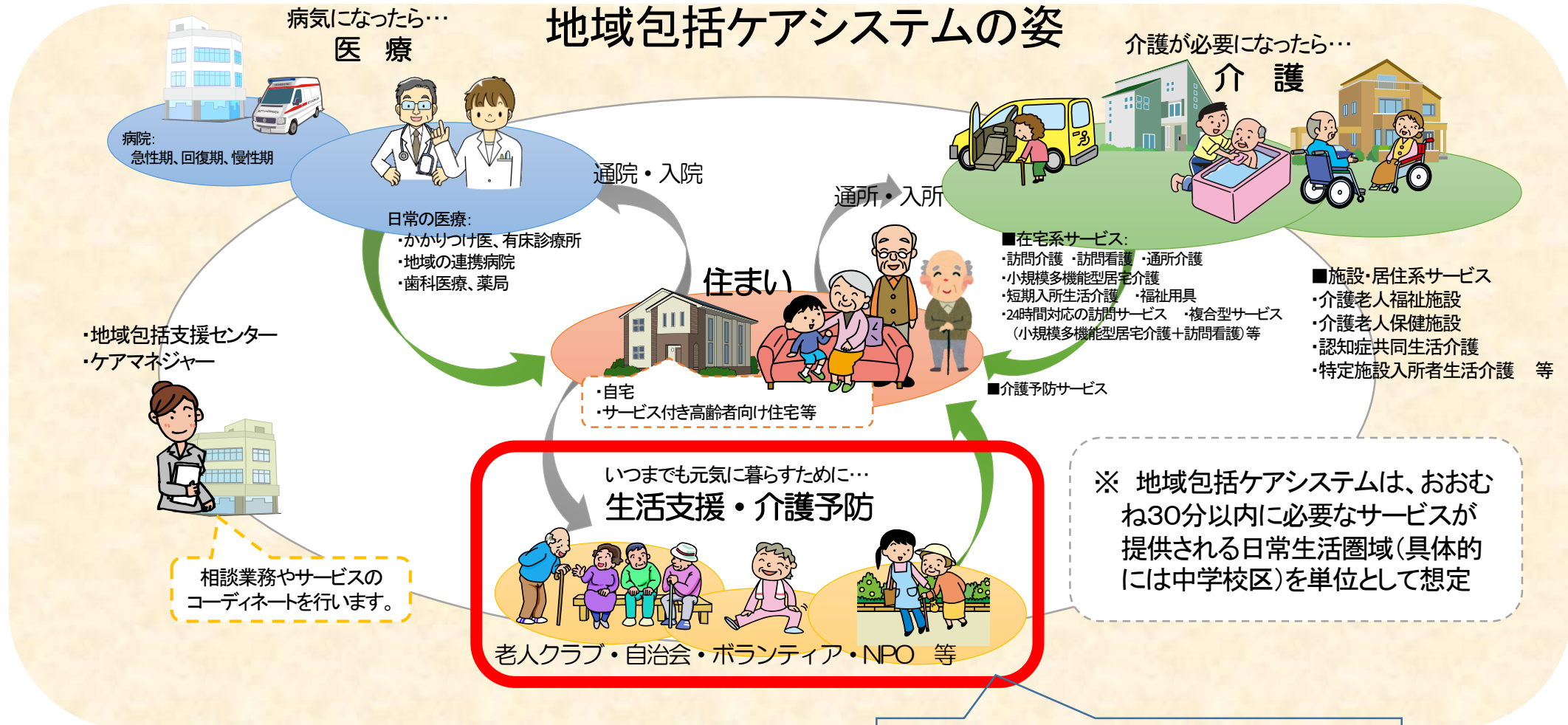
組合・民間企業等

地域ので地域貢献意欲を有する。

げんきらり～・ふれあいサロンなどの住民主体の団体

地域の高齢者の拠点としての機能や高い活動意欲を持っている人を有する。

「住み慣れた地域で安心して住み続けられるまち」づくり (地域包括ケアシステムの構築)

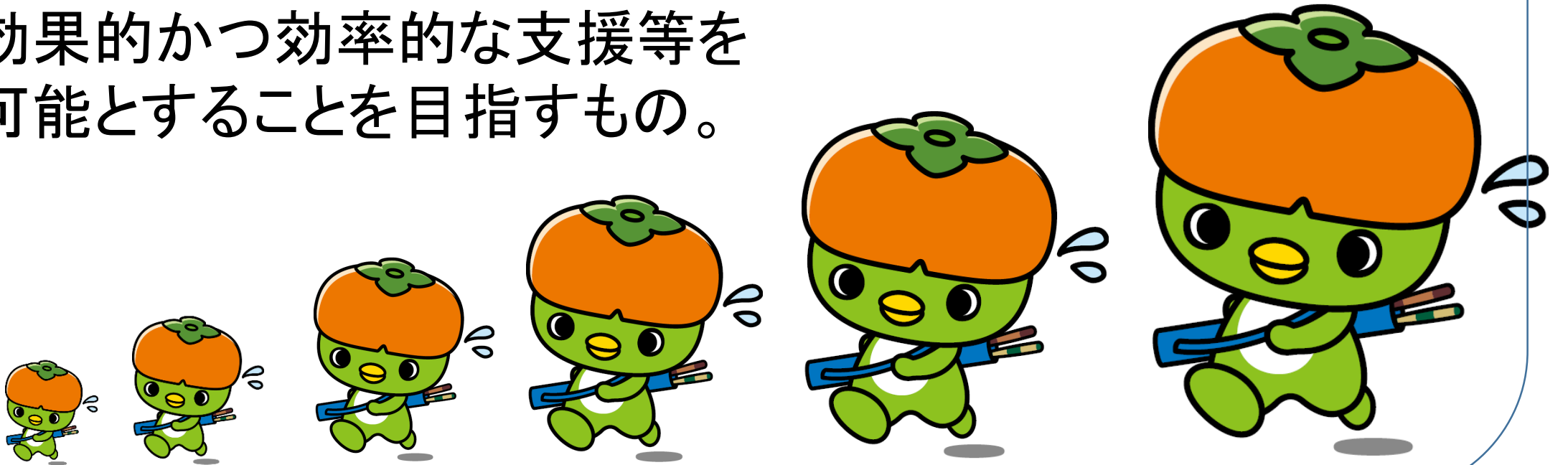


介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて
 平成27年5月 厚生労働省 老健局振興課 より抜粋

新しい総合事業

新しい総合事業とは

市町村が中心となって、地域の事情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支えあい体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。



1. 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備を目指します。

2. 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取り組みを推進します。

3. 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどを含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。

4. 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を推進します。

5. 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組みます。

6. 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけでなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障がい者、児童等がともに集える環境づくりに取り組みます。

今まで全国一律に提供していた 介護予防給付

訪問看護・福祉用具
通所リハビリ等

訪問介護

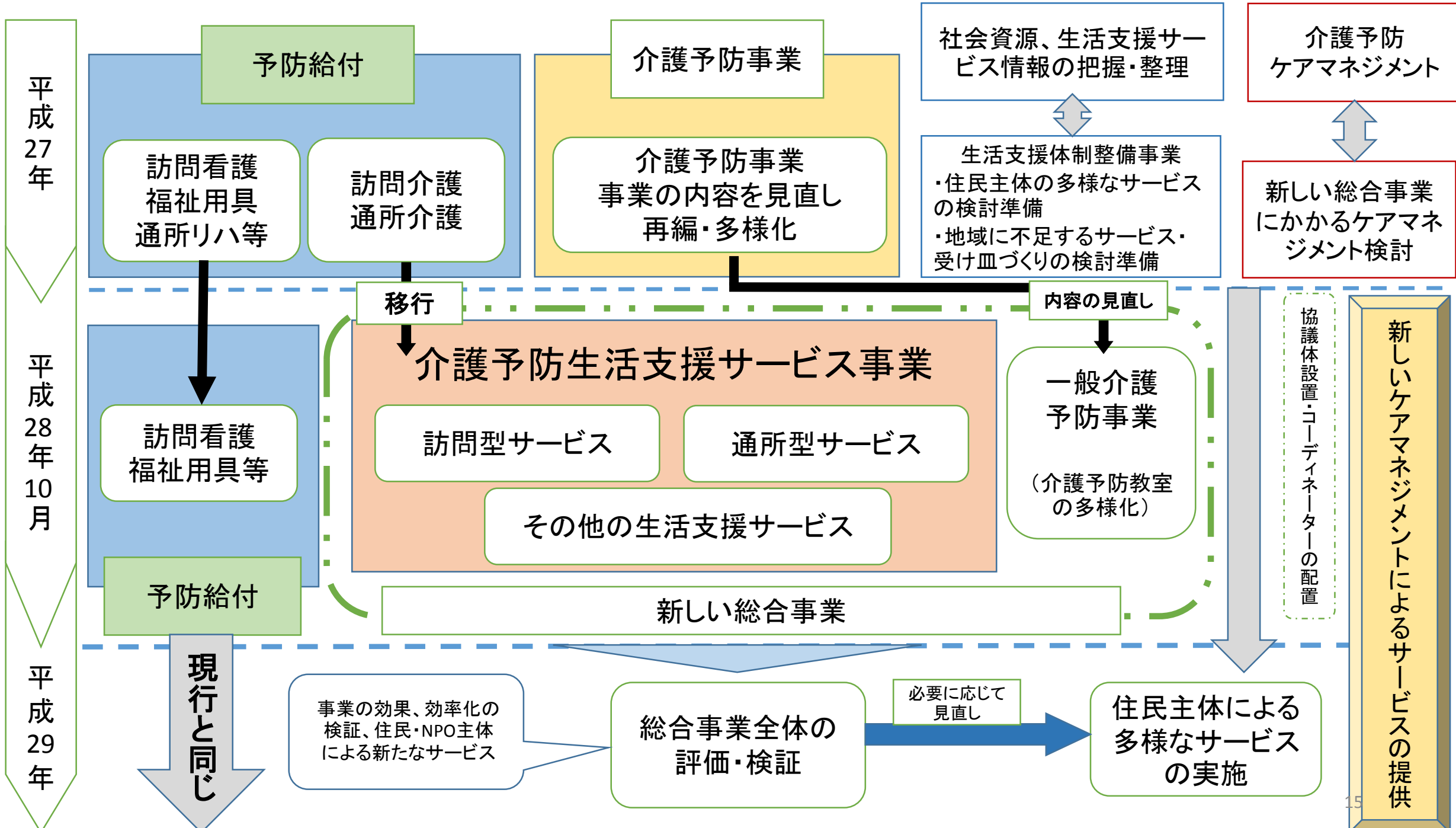
通所介護

従来の
介護予防給付

移行後

介護予防生活支援
サービス事業

※移行により高齢者のニーズに合った多様なサービスを利用することができます。



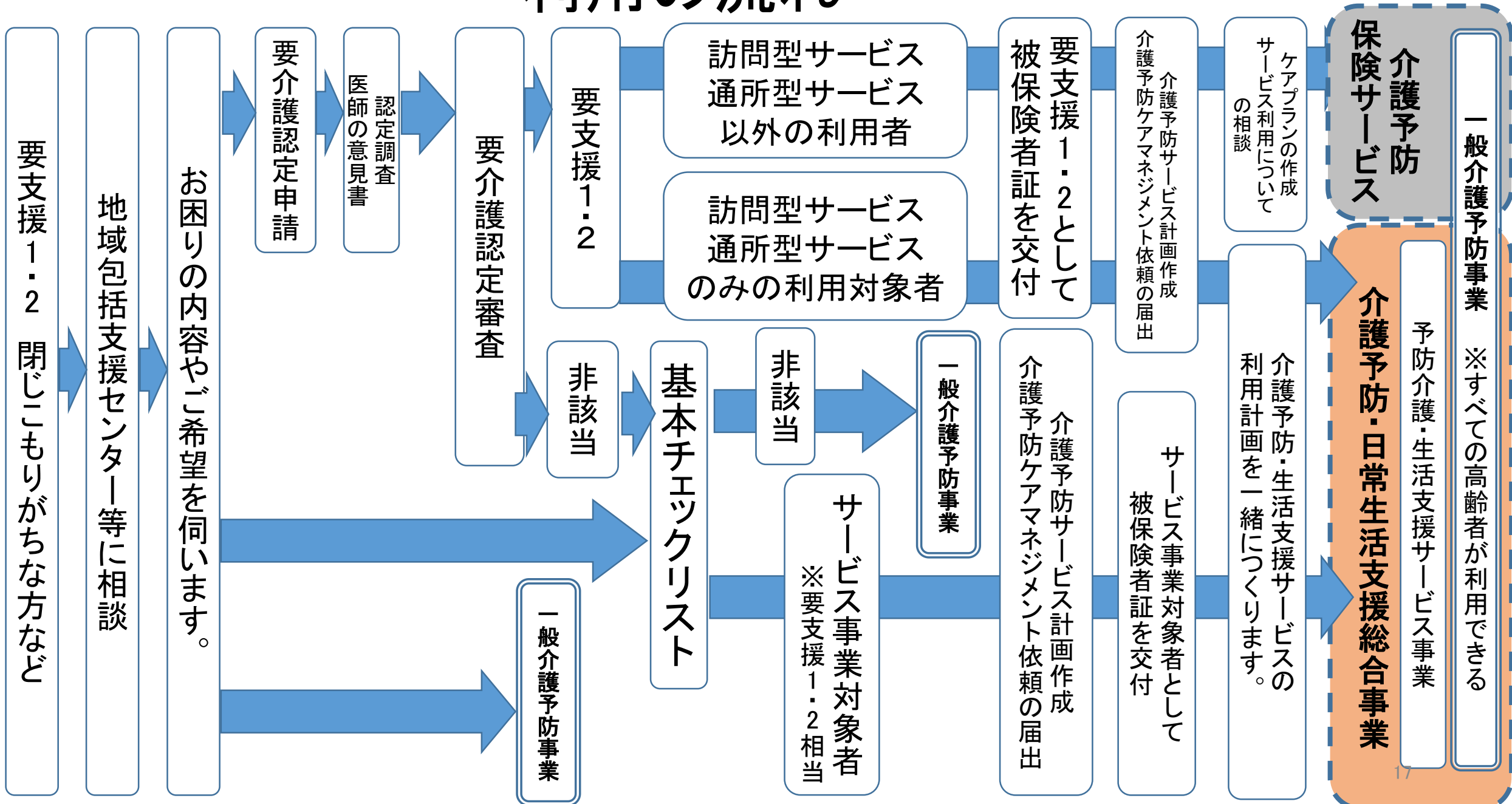
介護予防・生活支援サービス事業の対象者

要支援者に相当する方

- ①要支援認定を受けた方
(★要支援1・2)

- ②基本チェックリストに該当する方
(★事業対象者)

～利用の流れ～



サービスを利用するにはどうすればいいの？

確認してみましょう

現在、介護予防（要支援1、要支援2）サービスを利用していますか。

いいえ

はい

訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス）のみを利用している。
または利用したいと思っている。

はい

いいえ

訪問看護、福祉用具、通所リハビリテーション（デイケア）、医師等による居宅療養管理指導（往診、訪問診療）などを利用している。または利用したいと思っている。

いいえ

はい

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ連絡してください。

要介護・要支援認定の申請をしてください。



基本チェックリスト

表8 事業対象者に該当する基準

① 様式第一の質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
② 様式第一の質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
③ 様式第一の質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当
④ 様式第一の質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
⑤ 様式第一の質問項目No.16に該当
⑥ 様式第一の質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦ 様式第一の質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

(注) この表における該当 (No. 12を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No. 12に限る。) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合をいう。

氏名	住所	生年月日		
希望するサービス内容				
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする

これまでの介護予防訪問介護

対象者

……要支援1・2の方

サービス内容

同居家族の支援等が受けられない場合に、
……掃除・洗濯・調理などの支援や
食事・入浴・排泄の介助を提供する

利用者負担

国が定める単価の1割負担の方の場合
……1ヶ月1,168円～3,704円
(サービス内容や事業者の所在地により加算等あり)

新しい訪問型サービス

対象者

……要支援1・2の方、事業対象者

サービス内容

……掃除・洗濯・調理などの生活支援や入浴・排泄・着替えなどの介助をさまざまな形態のサービスを提供することができる。

サービス内容の例

- ①既存のサービス事業者によるサービス
- ②NPO、民間事業者等による掃除・洗濯・ごみ出し等のサービス 等

利用者負担

……国が定める単価を参考に市で設定
(住民主体による支援の場合は、この限りではありません。)

これまでの介護予防通所介護

対象者

.....要支援1・2の方

サービス内容

.....通所介護施設などで、
食事・入浴・排泄の介助や機能訓練、
レクリエーションなどを日帰りで提供する。

利用者負担

.....国が定める単価の1割負担の方の場合
1ヶ月1,647円～3,377円
(サービス内容や事業者の所在地により加算等あり)

新しい通所型サービス

対象者

……要支援1・2の方、事業対象者

サービス内容

……食事・入浴・排泄の介助や機能訓練、レクリエーションなどを状態に応じ、目的・時間・場所などを利用者の希望により選択し提供することができる。

- ①既存のサービス事業者によるサービス
- ②NPO、民間事業者等によるミニデイサービス
- ③NPO、住民主体による運動・交流の場 等

利用者負担

……国が定める単価を参考に市で設定
(住民主体による支援の場合は、この限りではありません。)

本市では、既に下記の事業を実施しています。

一般介護予防事業として

- げんきらり～（地域参加型機能訓練）
- 介護予防リーダー（シニア）養成
- 歯きらり体操
- ロコモ予防体操
- ふれあいサロン など

包括的・任意事業として

- 介護家族支援
- 安全生活支援サービス
- 配食見守りサービス
- （緊急通報サービス） など

・よくある質問(1)

Q: 介護予防・日常生活支援総合事業(以下、新しい総合事業という。)の対象者はどのような人ですか？

A: 介護保険認定で、要支援1・要支援2の人と、基本チェックリストにより事業対象者となった人です。

Q: 新しい総合事業が始まると、要支援認定の人は、介護保険制度が利用できなくなるのですか。

A: ホームヘルプサービスとデイサービスのみが介護保険サービスから、新しい総合事業としてのサービスに変わるだけです。その他の介護保険サービスは今ままでどおり利用できます。介護保険サービスを利用する場合は、基本チェックリストではなく、要介護認定申請を行う必要があります。

・よくある質問(2)

Q:基本チェックリストって何ですか？

A:日常生活動作、運動器の機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、うつの6種類の内容について、合計25項目の質問にお答えいただくものです。基本的には本人に記入していただきます。チェックの状態によって事業対象者と判断されます。要介護認定を受けると通常結果が出るまで約1ヶ月かかりますが、基本チェックリストではすみやかに判定ができます。ホームヘルプサービス、デイサービスのみの利用を希望される場合は、基本チェックリストのほうが早く利用できます。

Q:事業対象者となった場合、新しい総合事業のサービスを利用する場合は、どこへ相談すればよいのですか。

A:地域包括支援センターの担当者やケアマネジャーとの相談を経て、身体状況にあったケアマネジメントを行い、新しい総合事業のサービスを利用することになります。サービス内容については、本人や家族との意見を尊重し、決めていきます。

・よくある質問(3)

Q:新しい総合事業のホームヘルプサービスやデイサービスは、今までと何か違いがあるのですか？

A:これまでの介護保険サービス事業者と同等のサービスを利用することもできます。また、事業対象者のニーズにあったNPO法人のサービスや住民主体による支援も受けることができるようになります。本市ではこのような多様なサービスが利用できるよう基盤整備に取り組みます。

Q:新しい総合事業によるサービスの利用料はどうなりますか？

A:基本的に現在利用している介護予防サービスと同等のサービスを利用する場合は現行の介護予防サービスの利用料と同じか、それ以下となります。なおNPO法人のサービスや住民主体による支援の利用料は今のところ未定です。

・よくある質問(4)

Q:基本チェックリストで事業対象者になったら、ホームヘルプサービスとデイサービス以外の介護保険サービスの利用はできないのですか？

A:介護保険による利用はできません。ただし、それ以外の介護保険サービス(訪問看護、デイケア、住宅改修など)の利用が必要なときは、要介護認定を受ける必要があります。

Q:介護保険被保険者証は、事業対象者にもあるのですか？

A:あります。事業対象者と記載されます。

Q:事業対象者にもケアマネジャーがつくのですか？

A:今までどおり、担当のケアマネジャーがつきますので、心配なことはいつでも相談してください。

- 橋本市健康福祉部
いきいき長寿課(地域包括支援センター)
- 代表 電話 33-1111 FAX 34-1652